

# JICA-CM4TIP 通信

No.5/2015.9.8

- タイ・ミャンマー・ラオス国境地域での活動：チェンライ・ボケオ MDT 強化研修と視察
- チェンライ郡入管訪問と BCATIP
- タイ-ミャンマー CMM
- JICA「ゾーニング」への取り組み

## タイ・メコン地域人身取引被害者支援能力向上プロジェクト

- ◇ タイおよびメコン地域において人身取引被害者に対する支援対策が効果的に行われるために、JICA では被害者保護・自立支援に関わる多分野協働チーム (MDT) の能力強化と、の支援能力向上に協力してきました。
  - ◇ 当プロジェクトは 2015 年 4 月から 4 年間の予定で、人身取引被害者の生活再建支援のため、ケースマネージャー (CM) 等の能力向上や被害者のエンパワメント、周辺国との協働を目指す活動を実施します。
- CM4TIP : Case Management for Trafficking in Persons の意味。  
 詳細は HP ( <http://www.jica.go.jp/project/thailand/016/index.html> ) をご覧ください。

## タイ・ミャンマー・ラオス国境地域での活動 チェンライ・ボケオ MDT\*1 強化研修と視察

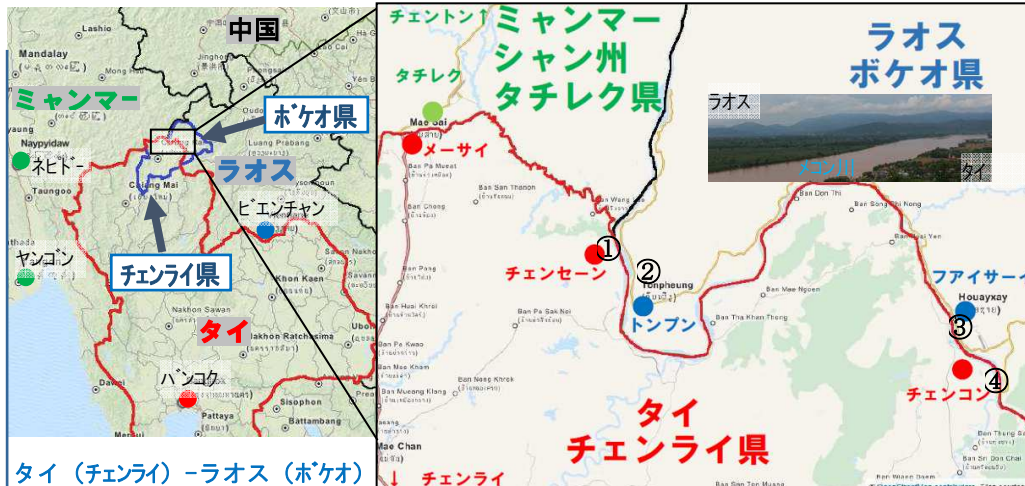
2014 年にタイで人身取引被害者と認定された人数は 595 人で、うち 321 人 (54%) が外国人です。外国人の 60% がタイとの長い国境線を接するラオス人とミャンマー人です (34% がラオス人、26% がミャンマー人) チェンライ県 (タイ) とボケオ県 (ラオス) の人身取引対策関係者に対する研修を行いました。今回は国境周辺の状況を写真を含めて紹介します。



本プロジェクトはタイ-ラオス国境地域 2 か所とタイ-ミャンマー国境地域 1 か所をプロジェクトサイトとしています。7 月にはタイの東北地方に位置するウボンラチャタニ県とラオスのチャンパサック県の MDT に対する研修を行いました。今回は、タイ北部のチェンライで、同県とラオスのボケオ県での MDT に対して研修を行いました。

チェンライ県は人身取引被害者の受け入れ県であり、経由県であり、送りだし県でもあります。そういった背景もあり、同県には短期シェルターと人身取引被害者専用の長期シェルターがあり、NGO も多く存在します。その一方で、ボケオ県には、人身取引被害者または社会的弱者を保護できる施設はありません。

ボケオ県はタイのチェンライ県とミャンマーのタチレク県と接している、メコン川沿いの土地の約 1 万 km<sup>2</sup> を中国に貸しています。その中でも大きなカジノがあるトンブン郡は経済特区で、中華街も建設されています。中国に貸した土地で働く建設



労働者、農業労働者、カジノで働く人々の多くは山岳民族であると欧米系の NGO の人々が言っており、経済特区のように国の法律が届きにくいところでは、人身取引被害に遭う人々のリスクが高くなるのは周知に事実です。

また、ボケオ県やその周辺からは 18 歳未満を含む多くのラオス人がチェンライで農業、建設、サービス業に従事しています。(次頁に続く)



註 \*1: MDT とは人身取引被害者保護・自立支援にかかわる多分野協働チーム (Multi Disciplinary Team)





ミャンマー-社会福祉局のユ・ユ・スウェ部長とタイ社会開発人間安全保障省ラトバンヤ-次官補 第16回タイ-ミャンマー-CMMにはミャンマー側11名、タイ側は国際機関、NGOを含む32名が出席。

## タイ・ミャンマー協力

- ・ 県レベル国境協力の BCATIP は成功事例としてラオス・中国との国境協力にも拡大方向
- ・ ケースマネージメント会議で被害者にきめ細かな対応

今回のワークショップでは、タイ側は、人身取引被害者として保護したラオス人のケースや、労働搾取被害に遭ったミャンマー人にどういった対応をしているかなどを話しましたが、ラオス側からはボケオ県の政府の出先機関の代表が、人身取引事案に関して果たすべき役割について話をしただけで、具体的な活動に関しては多くを聞くことができませんでしたし、積極的に人身取引対策に取り組んでいる様子はみられませんでした。しかしながら、ボケオ県には人身取引被害者が沢山発生する要因を多く抱えている地域なので、引き続きどのような活動が有効なのか、カウンターパートと考えていく必要があると強く感じました。

### チェンコン郡入管訪問と BCATIP について

チェンライでのワークショップの後、チェンセン郡とチェンコン郡を管轄しているチェンコン郡入管理事務所を訪問しました。

タイ・ラオス国境のメコン川を横断する第四タイラオス友好橋が2013年12月に完成し、チェンライからボケオを経由し中国雲南省シサンパナ- (西双版纳) 自治区の景洪市までを結ぶ幹線道路 (R3a) が整備され、これからヒト・モノの移動だけでなく、越境犯罪も増加することが危惧されます。

そこで、タイ、ラオス、中国の入管・警察での協力関係を構築するために相互訪問して情報共有を行い、第四友好橋のチェンコン郡入管事務所に、R3a BCATIP (Border Cooperation Anti Trafficking in Person) の事務所を設置しました。

BCATIP はタイ・ミャンマー国境の

県レベルの人身取引対策協力枠組み合意で、チェンライ県・タチレク県、ターク県・ミヤワディー県、ラノン県・コータウン県の3カ所に設置されています。メーサイ郡・タチレク国境には2012年にBCATIP事務所が設置され、チェンライ県とタチレク県の人身取引関係者が定期的に会合を持って協力関係を密にし、対策に効果をあげています。

チェンコン郡入管 No.2 のパット警察中佐は以前メーサイ郡入管で勤務しており、BCATIP の成功経験から、チェンコンでラオス・中国と3カ国の協力枠組みを構築しようと努力しています。しかし、ボケオ側の入管や警察はそれほど積極的ではないということで、情報共有にとどまっているとのことです。

チェンライ県 MSDHS 事務所\*2 でも、ボケオ県との覚書を交わすべく、今年四月にボケオの人身取引関係者と会合を持ちました (現在、覚書承認待ち)。そのようなチェンライ県のイニシアティブがあって、今回のボケオとのワークショップを開催することになったわけです。



パット警察中佐、百生専門家、チェンライ MSDHS 事務所プラテ-プ氏

### タイ-ミャンマー・ケースマネージメント会議 (CMM)

8月27日に第16回タイ-ミャンマー・ケースマネージメント会議

(Case Management Meeting: CMM) にオブザーバー参加しました。タイとミャンマーは2009年に人身取引撲滅に関する2国間覚書を締結して以来、定期的にCMMを相互の国で開催しています。CMMは、タイで保護されたミャンマー人人身取引被害者 (Victims of Trafficking: VOT) がタイで適切な保護を受け、帰還し、社会復帰するまでのプロセスをよりよくしていくことを目的としています。

CMMの前に、ミャンマー人ソーシャルワーカーがタイのシェルターで保護されているミャンマー人被害者に聞き取りを行い、タイ側で聞き取れなかった情報や、ミャンマーの家族の様子などを知らせたりしています。CMMでは、シェルター訪問の際に問題がみられたケースについての報告が行われ、それらのケースについての話し合いました。その他、ミャンマー側は、加害者訴追裁判のためシェルター滞在が長引いている被害者の帰国時期の確認、18歳未満の被害者のケースなどについてタイ側に早急の対応をお願いしました。様々な課題があるにせよ、このようなきめ細やかな対応が2国間で実施されているのは、被害者保護の視点から見ると、大変有意義だと感じました。

### JICA「ジェンダー」への取り組み

8/28,29に開催の「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム WAW! 2015」にあわせ、JICA ウェブサイトに当プロジェクトが紹介されています。

ヒックス>特集>女性が輝く社会に向けて [www.jica.go.jp/topics/feature/2015/150824.html](http://www.jica.go.jp/topics/feature/2015/150824.html)

### 今後の予定 (9月)

- ・ LOL 演劇ワークショップ合宿

註 \*2: 社会開発・人間の安全保障省 (Ministry of Social Development and Human Security) の県事務所。県庁の社会福祉課のようなもの。

◇ 本通信は、プロジェクトの進捗状況や周辺情報をお知らせするため JICA 専門家の見聞をお送りしています。

JICA およびカウンターパートの公式見解ではありません。なお、無断での転載はお断りしています。